

# 茅野市地区コミュニティセンター条例

平成 17 年 3 月 30 日  
条例第 1 号

茅野市地区センター条例(昭和 56 年茅野市条例第 24 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定に基づき、地区コミュニティセンターの設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例(平成 15 年茅野市条例第 27 号)に規定する分野別の市民ネットワークと地域コミュニティが連携、協力する公民協働のまちづくりを進めるため、地区コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ちの地区コミュニティセンター	茅野市塚原一丁目 9 番 16 号
宮川地区コミュニティセンター	茅野市宮川 4552 番地 1
米沢地区コミュニティセンター	茅野市米沢 4181 番地
豊平地区コミュニティセンター	茅野市豊平 2321 番地 1
玉川地区コミュニティセンター	茅野市玉川 3666 番地 1
泉野地区コミュニティセンター	茅野市泉野 2647 番地
金沢地区コミュニティセンター	茅野市金沢 1152 番地
湖東地区コミュニティセンター	茅野市湖東 4978 番地 1
北山地区コミュニティセンター	茅野市北山 4340 番地 1
中大塩地区コミュニティセンター	茅野市中大塩 8 番地 15

(併設施設)

第 3 条 センターに、次の施設を置く。

- (1) 市役所出張所設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例(昭和 33 年茅野市条例第 12 号)による出張所(茅野駅前ベルビア出張所を除く。)
- (2) 茅野市公民館条例(昭和 40 年茅野市条例第 10 号)による地区公民館
- (3) 茅野市図書館条例(昭和 41 年茅野市条例第 23 号)及び茅野市図書館管理規則(昭和 55 年茅野市教育委員会規則第 3 号)による図書館分室

(4) 地区こども館

2 前項第 4 号に規定する地区こども館とは、一人一人の子どもを地域の持つ力で育てていくため、分野別の市民ネットワークと地域コミュニティの連携、協力を通して地域の子どもたちやその家庭を支援し、応援するものをいう。

(地区コミュニティ運営協議会)

第 4 条 センターに、地域特性に応じたコミュニティづくり推進のため、地区コミュニティ運営協議会を置く。

2 地区コミュニティ運営協議会の組織等については、センターごとに別に定める。

3 地区コミュニティ運営協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(使用の許可)

第 5 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。ただし、やむを得ない理由があると特に認めるときは、この限りでない。

(1) 営利を目的として、商品の販売若しくは宣伝又はサービスの提供をするとき。

(2) 教授を業とする者が、教室、講座等を主催するとき。

(3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(4) 施設又は附属物を損傷するおそれがあるとき。

(5) 前各号のほか、管理上支障があるとき。

(使用料)

第 6 条 センターを第 2 条に掲げる目的及び社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 2 条に定める活動で使用するとき、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用以外の使用については、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

(1) 調理台

区分	単位	使用料
調理台(料理実習に使用する場合)	1 台 1 回	310 円

備考 1 回とは午前、午後又は夜間をそれぞれ 1 回とする。

## (2) 体育館

区分	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 5時30分～10時	全日 午前9時～午後10時
体育館	2,060円	2,580円	3,090円	7,730円

## 別表第2(第6条関係)

区分		午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 5時30分～10時	全日 午前9時～午後10時
会議室等	会議室(1室につき)	310円	410円	520円	1,230円
	大会議室	1,030円	1,340円	1,650円	4,010円
	料理実習室	210円	260円	360円	820円
	体育館	2,060円	2,580円	3,090円	7,730円
設備	拡声装置一式	1回 1,030円			
	調理台	1台 1回 520円			
	ストーブ	1台 1時間 100円(1時間に満たないときは、1時間とする。)			

備考 1回とは午前、午後又は夜間をそれぞれ1回とする。